



長浜水道工事協同組合

【組合事務所が独立してある編】

事業継続計画

初版

令和3年2月



— 目 次 —

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 1 | 事業継続計画(BCP)とは | |
| | (1)事業継続計画(BCP)とは..... | 1 |
| | (2)事業継続計画(BCP)策定の趣旨..... | 1 |
| 2 | BCPの基本方針 | |
| | (1)基本方針..... | 2 |
| | (2)重要業務..... | 2 |
| 3 | 被害想定 | |
| | (1)水道施設の被害想定..... | 3 |
| | (2)被害の想定(事務所)..... | 5 |
| | (3)被害の想定(組合員)..... | 6 |
| | (4)長浜水道企業団への支援..... | 7 |
| 4 | 組合の重要業務継続に係る事前対策 | |
| | (1)組合の重要業務継続に係る事前対策の検討..... | 8 |
| 5 | 組合員の事業継続に係る事前対策 | |
| | (1)組合員の重要継続に係る事前対策の検討..... | 11 |
| | (2)被害状況チェックシート..... | 13 |
| 6. | 緊急時の体制 | |
| | (1)緊急時の統括責任者..... | 14 |
| | (2)災害発生時の対応..... | 15 |
| 7. | 長浜水道企業団支援の体制..... | 18 |
| 8. | 緊急時の組合対応能力..... | 19 |
| 9. | 組合内外の連携..... | 20 |
| 10. | BCPの運用 | |
| | (1)BCPの周知・定着..... | 21 |
| | (2)BCPの見直し..... | 21 |
| 11. | 金融支援の例..... | 22 |
| | 組合加盟事業者..... | 23 |

1 事業継続計画（BCP）とは

(1)事業継続計画(BCP)

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害や事故などの緊急事態が起きた場合に、事業資産への被害を最小限に食い止め、中核事業を継続させていち早く事業全体を復旧させるために、平常時や緊急時におけるさまざまな対策や方法をまとめた計画のことです。

(2)事業継続計画(BCP)策定の趣旨

長浜水道工事協同組合は長浜水道企業団（長浜市と米原市で構成）の区域内にある指定給水工事業者の有志で構成されており、住民のライフラインの一角を守るプロ集団として活動しており、昭和 51 年設立で 40 年以上の歴史と伝統のある組合です。

主な事業内容は給水管分岐工事の設計斡旋、給排水の申請図面作成、組合員の技術向上のための教育および長浜水道企業団からの受託事業（給水装置工事申込書の受付、指定資材販売、検定満期メーターの取替業務、メーター検針業務）を行っています。

災害対策事業では、平成 17 年 4 月に長浜水道企業団と災害時における応急復旧活動に関する協定を締結しており、災害時の円滑な応援・復旧活動を迅速に実施できる支援体制づくりに協力しております。

しかし災害や事故等が発生し、当組合が大きな損害を受けた際には主な事業や災害対策事業の運営が不可能な状態に陥ります。さらに回復が不可能な場合には組合の存続にかかる事態に追い込まれることも考えられます。

従って事業継続計画（BCP）を策定することにより、災害や事故等が発生し、組合運営が一時的に低下した場合でも、組合にとっての中核事業については継続が可能な状態までの低下に抑える、また回復時間を可能な限り短縮させ、早期に組合運営を回復させることにより、組合の損失を最小限に抑え、事業を継続させていきます。

2 BCPの基本方針

(1)基本方針

当組合は、以下の基本方針に基づき、行動する。

| チェック | 基本方針 |
|-------------------------------------|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 長浜水道企業団と災害時における応急復旧活動に関する協定と締結しており、長浜水道企業団から協力を求められた場合にはそれに応じる。 (災害時における応急復旧活動に関する応援協定書より抜粋) |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 組合の求心力を向上させる |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 組合の受託事業を早期復旧若しくは継続させる |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 組合員の事業を早期復旧若しくは継続させる |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 組合員が供給責任を果たし、顧客からの信用を守ることを支援する |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 組合員の経営(雇用)を守る |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 商取引上のモラルを守る(独占禁止法を遵守する 等) |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 組合の職員(人命)の安全を守る |

(2)重要業務

当組合は、以下の業務の継続もしくは実施を最優先事項とする。

| チェック | 重要業務 |
|-------------------------------------|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 組合員の組合内外における連携支援 (組合員間の連携の調整、他の組合との調整 等) |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 業界への情報発信、自治体への要望提出等の初動対応 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 組合で実施している受託事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 災害時における上水道の応急復旧作業(協定に基づく応急措置支援) |

3 被害想定

長浜水道企業団では地震に備えて「長浜水道企業団水道事業継続計画」を作成している。この「長浜水道企業団水道事業継続計画」に基づいて、長浜水道企業団管轄での被害を想定する。

(1)水道施設の被害想定

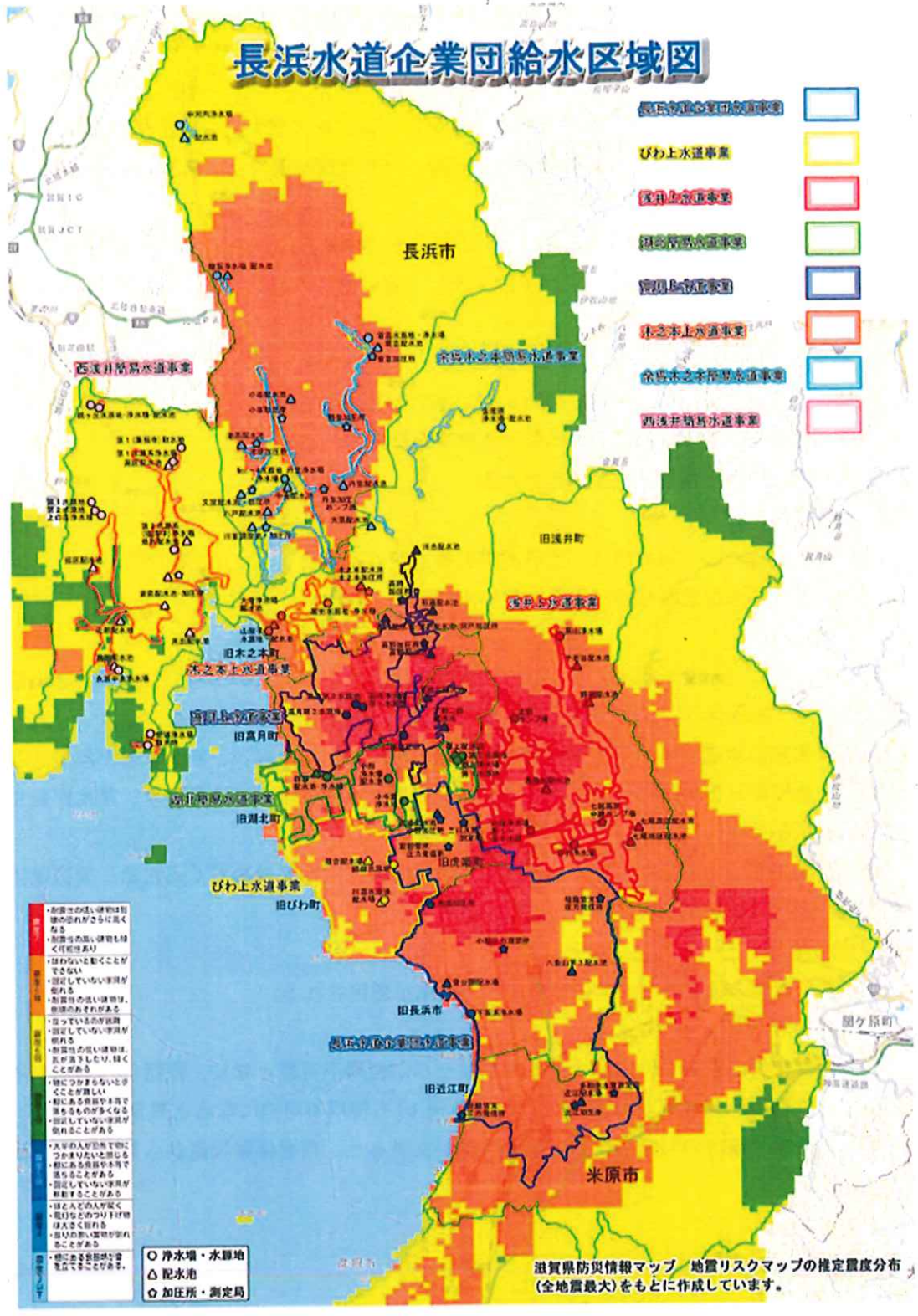
地震による震度想定

長浜水道企業団区域では、「柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震」、「南海トラフ巨大地震」の影響が大きく、「柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震」では、最大震度7が想定されています。この場合の断水被害は、11万件に上ることが予想されています。

被害想定（出典：長浜市防災計画）

| | | 発生直後 | 1日後 | 2日後 | 3日後 | 1週間後 |
|-------------------------|-----|---------|---------|---------|---------|--------|
| 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 地震(CASE1) | 長浜市 | 108,341 | 107,359 | 105,535 | 103,160 | 90,575 |
| | 米原市 | 11,506 | | | | |
| 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 地震(CASE2) | 長浜市 | 105,842 | 104,729 | 102,785 | 100,337 | 87,893 |
| | 米原市 | 11,506 | | | | |
| 南海トラフ巨大地震 (基本ケース) | 長浜市 | 51,766 | 45,842 | 19,378 | 11,221 | 6,287 |
| | 米原市 | 2,291 | | | | |
| 南海トラフ巨大地震 (陸側ケース) | 長浜市 | 54,293 | 60,613 | 35,218 | | 17,874 |
| | 米原市 | 2,291 | | | | |

米原市については、市全域を含む



出典：長浜水道企業団水道事業継続計画

(2)被害の想定(事務所)

本計画は、緊急時の被害状況を以下のとおり想定する。

| | |
|----------|---|
| インフラへの影響 | <ul style="list-style-type: none">■ 停電が発生し、水道とガスが停止する。その後、プロパンガス、電気、水道の順番で復旧する。■ 電話やインターネット等が繋がらなくなる。その後、ケーブル断線の復旧等により順次復旧する。■ 一部の道路が通行規制となる。その他の道路で、渋滞が発生する。■ 発生直後は、鉄道の運行が完全に停止する。その後、被害の少ない地域から順次再開する。 |
|----------|---|

地震

(柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震／南海トラフ巨大地震 震度5強～震度7想定)

- ◎ 建物の倒壊、天井の落下
- ◎ 建物内の什器の転倒等による損壊
- ◎ OA 機器類の破損で重要な書類・データの復旧が出来なくなる。
- ◎ 長浜水道企業団からの預かり水道メーター・BOX等の破損
- ◎ 組合職員及び来客者への人的被害

風水害・土砂災害

- ◎ 強風による窓ガラスの損壊（屋根は2019年度に改修完了）
- ◎ 近くに琵琶湖や河川がある為、浸水の可能性も高い。

原子力災害

- ◎ 滋賀県に隣接する福井県若狭地域には、美浜を始め6カ所の原子力発電所があり、原発事故が発生する危険性がある。

新型コロナ

- ◎ 発生時に衛生状態が劣悪になり、感染リスクが高まる。

(3)被害の想定(組合員)

地震

(柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震／南海トラフ巨大地震 震度5強～震度7想定)

- ◎建物の倒壊、天井の落下
- ◎建物内の什器の転倒等による損壊
- ◎OA 機器類の破損で重要な書類・データの復旧が出来なくなる。
- ◎従業員の人的被害

風水害・土砂災害

- ◎強風による窓ガラスの損壊
- ◎近くの山や河川からのがけ崩れ、地滑り、土石流の危険性や浸水の可能性がある。

原子力災害

- ◎滋賀県に隣接する福井県若狭地域には、美浜を始め6カ所の原子力発電所があり、原発事故が発生する危険性がある。

新型コロナ

- ◎発生時に衛生状態が劣悪になり、感染リスクが高まる。

(4)長浜水道企業団への支援

長浜水道工事協同組合は、長浜水道企業団と「災害時における応急復旧活動に関する協定を締結している。

協定には具体的な業務内容や支援人数は設定されていないが、応急給水対策及び応急復旧対策の実施についての協力としている。

長浜水道企業団では、近年合併した旧町営水道で使われている VP 管が経年劣化し漏水が多く対応に苦慮している。老朽化管の更新に併せて耐震化を進める必要があるとしている。

そのため地震により管路が被害を受け、組合にも支援の要請が予想される。

◎本管工事部門業者

震災等での本管復旧工事への支援

(阪神淡路大震災で芦屋市での復旧応援実績、管内事故への個々での作業実績)

◎屋内給水工事部門業者

近年企業団管内での断水工事や破損事故等による広範囲な濁水が発生した場合、メーターだけでなく住宅の温水ボイラー等の給湯器やトイレ等のストレーナーへの水垢、錆等で水が出ないケースが多々あり、屋内給水装置工事を専門とする宅内業者への応援要請も増えている。

4 組合の重要業務継続に係る事前対策

(1) 組合の重要業務継続に係る事前対策の検討

組合の重要業務を継続するための事前対策は以下のとおりである。

経営資源(人)への事前対策

| 【ステップ1】事前対策の実施状況の把握 | |
|--|--|
| 職員の安否確認ルール の決定や安否確認手段の 確保を行っているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 緊急時に必要な職員が 出勤できない場合に、代 行できる職員を育成して いるか？ | <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ |



| 【ステップ2】事前対策の検討・実施 | | |
|--|-----------|--------------------|
| 何をやる？ | 誰がやる？ | いつやる？ |
| 組合員の職員側から電話による緊急連絡網を使い安否確認を行う。(メーター検針員と取替員を含む) 組合員の損害状況はチェックシート(P12)で報告する | 役員 事務員 | 実施予定 (改善検討事項あり) |
| 話し合いを行い、代行を育成していく。 | 理事会 | 検討中 |

経営資源(物)への事前対策

| 【ステップ1】事前対策の実施状況の把握 | |
|-------------------------------------|--|
| 組合事務所内の什器や棚等、設備を固定しているか？ | <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ |
| 組合の事務所が被災し、倒壊した場合に備え、代替の事務所を決めているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |



| 【ステップ2】事前対策の検討・実施 | | |
|--|-------|-------|
| 何をやる？ | 誰がやる？ | いつやる？ |
| 転倒により被害を受けるものは少ないと思われる。 今後検討はしていく。 | 事務員 | 1年以内 |
| 現事務所敷地内に仮設(プレハブ)事務所を設置し対応する。 (水道メーター・BOX等預かり資材あり) | 理事会 | 被災後 |

経営資源(情報)への事前対策

| 【ステップ1】事前対策の実施状況の把握 | |
|--|--|
| 組合員の緊急連絡先リストを整備しているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 緊急時に情報を発信、組合員等の情報を収集する手段(ホームページ等)を整備しているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 緊急時に事務局以外の場所に、事務局業務の実施に必要なデータのバックアップをとっているか？ | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |

| 【ステップ2】事前対策の検討・実施 | | |
|--|------------|-----------------|
| 何をやる？ | 誰がやる？ | いつやる？ |
| 防災協定のリスト(P16)を現在は使用中。 新リスト(P15)は検討中。 SNS等の使用も検討する。 | 事務局 | 実施済 (新案は検討中) |
| ホームページは3月に公開予定 開設後には、随時更新する。 | 理事会 事務局 | 実施済 |
| 重要なデータの取扱いは、外部 ハードディスク・USBに定期的に バックアップして保管 | 事務局 | 実施済 |

経営資源(金)への事前対策

| 【ステップ1】事前対策の実施状況の把握 | |
|--------------------------------|--|
| 緊急時に組合員の事業継続・復旧に必要な資金を準備しているか？ | <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ |
| 緊急時に活用できる公的資金(融資、保証等)を把握しているか？ | <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ |

| 【ステップ2】事前対策の検討・実施 | | |
|--|-------|-------|
| 何をやる？ | 誰がやる？ | いつやる？ |
| 現実的には難しい 今後の課題(借入保証を組合 でとの声もあるが1度に多くの組 合員対象は無理) | 予定なし | 予定なし |
| 中央会等に協力頂き勉強会等 を開催するなりして、組合員全 体の知識を高める。 | 事務長 | 検討中 |

共同事業の事前対策

| 【ステップ1】事前対策の実施状況の把握 | |
|---|--|
| 共同購買や共同生産等を実施している場合、それを代替する方法を検討・実施しているか？ | <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ |
| 受託事業の対策 受託事業の継続性の確保は出来ているか。 | <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ |
| 組合員の規模・施工能力(従業員数、重機等)の把握は出来ているか？ | <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ |
| 資材類(給水装置類)を組合で備蓄しているか？ | <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ |
| 資材類(管類、栓類、継手、ボックス類など)の調達はできるか？ | <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ |
| 機材類(車両、掘削機械、配管工具類、切管工具類、保安設備类等)の調達はできるか？ | <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ |
| 災害時に必要な物資(非常食、水、毛布等の防災グッズ)は調達できているか？ | <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ |

| 【ステップ2】事前対策の検討・実施 | | |
|--|-------|-------|
| 何をやる？ | 誰がやる？ | いつやる？ |
| 幹旋した分岐工事等が不可能な場合組合員の中で担当区域を超えて調整 | 事務長 | 実施済 |
| メーター検針員、メーター取替員の交代員の確保が困難で、交代員をおける状態でない。 | 事務長 | 検討中 |
| 全組合員にアンケート(P18)をする予定。 | 理事会 | 検討中 |
| 検討中 | 理事会 | |
| 検討中 | 理事会 | |
| 検討中 | 理事会 | |
| 検討中 | 理事会 | |

5 組合員の事業継続に係る事前対策

(1) 組合員の事業継続に係る事前対策の検討

地震等の災害発生により、万が一組合員が被災し業務が停止しても、組合内もしくは他の組合の企業間で業務を代替し、組合員が事業活動を継続できるようにする。

| 【ステップ1】組合員の現状把握 | | | |
|-----------------|-------------------|---|---|
| 組合員名 | 重要商品 | 代替方法の 必要性 | 必要な代替方法 (代替生産、代替調達 等) |
| 全組合員 | 水道管工事 漏水工事 | <input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 | 被害状況・要望をリスト(P13)により把握し組合員の相互扶助により足りない資源を補い、工事を行う。 |
| 組合本部 | 長浜水道企業団からの被災情報の連絡 | <input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 | 電話等が不通になった場合には、自転車、徒歩等での情報収集を行う。またインターネット等も活用する。 LINE を活用する。 |
| | | <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 | |
| | | <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 | |
| | | <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 | |
| | | <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 | |
| | | <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 | |
| | | <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 | |

| 【ステップ2】代替先の検討 | |
|---------------|------------------|
| 組合内企業 | 組合外の企業、他の組合 |
| 組合内企業 | 他市町村の管工事 協同組合 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |



| 【ステップ3】災害発生時の情報集約・調整 | |
|----------------------------|-------------|
| 被災状況 (人、物、情報 等) | 代替方法への対応状況 |
| 組合員事務所等の被害状況や組合員やその家族の被災状況 | 自転車等で情報を集める |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

6 緊急時の体制

(1) 緊急時の統括責任者

地震等の災害発生により、緊急事態となった際の統括責任者、代理責任者及びそれを支援する組合員は以下のとおりとする。

| 統括責任者の役割 | 統括責任者 | 代理責任者 ① | 代理責任者 ② |
|-------------------------------------|-------|------------|---------------------|
| ■ 緊急時の対応に関する重要な意思決定及び指揮命令（組合事務局） | 理事長 | 理事長 | 2名体制 副理事長 事務長 |
| ■ 緊急時の対応に関する重要な意思決定及び指揮命令（組合事務局の支援） | 理事長 | | |

↑ 支援

統括責任者が意思決定及び指揮命令すべき緊急時の対応の例

| | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">組合の重要業務継続のための対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 職員の安否確認 ■ 重要業務に係る代替要員の確保 ■ 什器・棚等の復旧 ■ 代替事務所の確保 ■ 情報発信・収集手段の確保 ■ 資金調達手段(公的資金 等)の確保 ■ 受託事業に係る代替方法の実施 <p style="text-align: right;">等</p> | <p style="text-align: center;">組合員の事業継続のための対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 組合員の被災状況の把握 ■ 組合内での代替の調整 ■ 他組合との連携の調整 <p style="text-align: right;">等</p> |
| | <p style="text-align: center;">長浜水道企業団との連携の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時における水道施設の復旧支援 <p style="text-align: right;">等</p> |

(2)災害発生時の対応

①災害発生時の対応フロー（検討中）

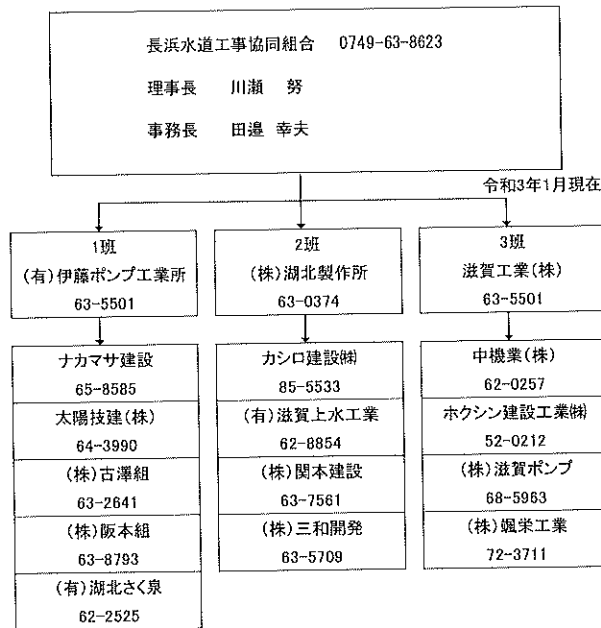
災害発生時の対応に関してわかりやすく整理する。（企業団との協議予定）

| | 長浜水道企業団 | 組合員 | 組合 |
|--------------|-----------------------------------|----------------|---|
| 災害発生 | | | 身の安全確保 |
| 緊急対応 | | | 二次災害防止 |
| 初動対応 | | | 避難・応急処置 安否確認・指示 救急処置 |
| BCP発動 | 参集 拠点確保 電源・通信確保 重要書類 | 体制確立 | 被害状況把握 災害状況把握 BCP発動（判断） 拠点確保 体制擁立 |
| 応急復旧 | | 状況連絡 支援 | 組合員被害把握 組合員への支援 関係団体への連絡 |
| 復旧体制 復興体制 | BCP支援 | 支援体制 | 地域支援体制確立 資機材確保 |
| 業務再開 | | | BCP体制解除 |

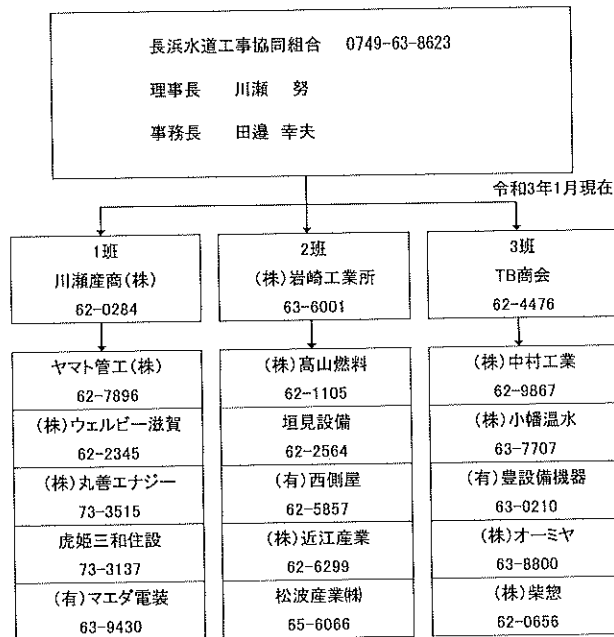
②災害時における体制

1.体制図と連絡網（検討中）


本管事故対応事業者体制図



屋内事故対応事業者体制図



2.LINE グループによる緊急連絡体制図を作成予定



3.連絡が取れない場合の対応

4.被災状況の調査と報告

5.組合員等が被災したときの対応

6.滋賀県管工事業協同組合連合会への緊急連絡体制

7.他の団体等との協力体制

7 長浜水道企業団支援の体制

長浜水道企業団との防災協定書に基づく。

災害時における水道応急復旧応援の実施規程 (応援行動マニュアル)

長浜水道工事協同組合
平成18年5月25日制定

平成17年4月1日付けで長浜水道企業団（以下「企業団」という。）と締結した水道施設災害の応急復旧協定の実施に関して、その細則を次のように定める。

第1条（目的）

本規程は、地震台風テロ等により企業団の給水区域内またはその他の区域において、発生した大規模災害で給水管等に被害が発生し、速やかに復旧の必要がある場合においては、企業団からの要請に基づき、長浜水道工事協同組合（以下「本組合」という。）の組合員は、別に定める連絡網により相互に協力し迅速かつ効率的にその復旧に努め、関係住民の環境保全と不安解消をはかることで、地域社会への貢献と本組合の存在価値を明らかにすることを目的とする。

第2条（組織・災害対策本部）

災害発生後、企業団からの応援要請があった場合には、できる限り速やかに本組合災害対策本部（以下「本部」という。）を開設する。

- 2 本部長は、理事長があたり、副理事長および事務長が適宜業務を支持遂行し各理事は本部員として重要事項の決定および連絡方法の円滑実施に当たる。
- 3 理事長に事故あるときは、副理事長が代行する。

第3条（設置基準）

本組合の本部設置は、企業団より応援を要請されたとき若しくは理事長が必要と認めたときとする。

第4条（開設通知）

本部を開設した場合は、直ちに全組合員に本部設置の通知ならびに各会員の安否情報など、必要事項を報告する旨の文書をFAXにて一斉発信する。

- 2 一斉通知ができない場合においては、別に定める連絡網によるものとする。

第5条（連絡・連絡網）

組合員は、災害時に備えて本組合が策定した連絡網に従い、順次、関係組合員に連絡を行うものとする。

- 2 連絡網の班分けは、全区域をブロック分けした近隣地域班で構成する。
- 3 連絡網による連絡ができない場合は、次の組合員へ連絡するものとする。

第6条（報告）

組合員は、本部から連絡を受けた場合、直ちに次の必要事項を報告しなければならない。

- (1) 会員の安否について
- (2) 施設資材等の被害状況
- (3) 携帯電話等の緊急連絡先
- (4) その他本部長が必要と認めた事項

第7条（復旧工事派遣依頼）

本部は、企業団からの協力要請を的確に判断し、作業能力に応じた事業所を選定し、復旧工事への派遣を依頼する。依頼された事業所は、資機材の提供および作業要員を派遣協力し、工事終了後は必ずその内容を本部に報告する。

第8条（最新情報）

本部は、各組合員の情報について、常に最新情報の把握に努めるものとする。

第9条（解散）

本部長は、社会情勢を鑑み災害復興に対して通常業務で対応が可能と判断した場合には、本部を解散する。

8 緊急時の組合対応能力

アンケートの実施・集計

組合員の重機等の保有状況を把握する為、下記のようにアンケートを実施予定。

事業継続計画（BCP）策定にかかる人員・資機材等の調査票

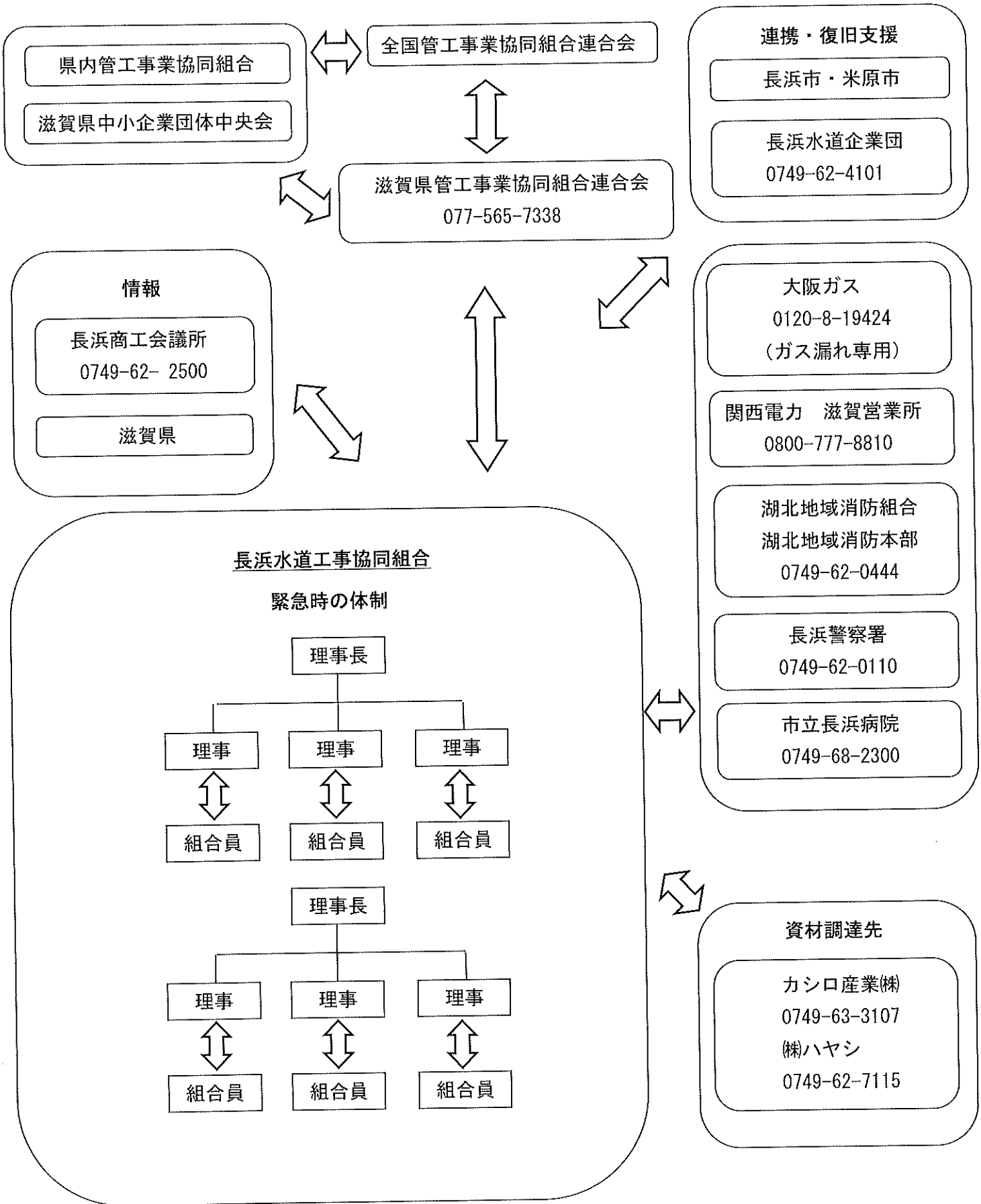
| No. | 区分 | | 単位 | 数量 | 備考 |
|-----|---------------------------|--------------------|-----|----|-------|
| | 名称 | 詳細（規格等） | | | |
| 1 | 配管技術者（正社員） | 給水装置工事配管技能者 | 人 | | 代表者含む |
| | | 配水管技能者 | 人 | | |
| 3 | 作業員（正社員） | | 人 | | |
| 7 | 従業員 計 | | 人 | | |
| 8 | 上記従業員の内、掘削機械運転可能者 | | 人 | | |
| 9 | ダンプトラック | 軽ダンプ | 台 | | |
| 10 | " | 2tダンプ | 台 | | |
| 11 | " | 3tダンプ | 台 | | |
| 12 | " | 4tダンプ以上 | 台 | | |
| 13 | トラック | 軽トラック | 台 | | |
| 14 | " | 1t～4t未満トラック | 台 | | |
| 15 | " | 4t以上トラック | 台 | | |
| 16 | バン・ワゴン車 | 資材器具搭載用の車 | 台 | | |
| 17 | ユニッククレーン車 | クレーン付きトラック | 台 | | |
| 18 | 掘削機械 | バックホウ0.1未満 | 台 | | |
| 19 | " | バックホウ0.1 | 台 | | |
| 20 | " | バックホウ0.2 | 台 | | |
| 21 | " | バックホウ0.25以上 | 台 | | |
| 22 | 積込機械 | ホイールローダー等 | 台 | | |
| 23 | 破砕機械（ブレイカー） | エンジン付き（軽易な破砕機） | 台 | | |
| 24 | " | エアータイプ（軽易な破砕機） | 台 | | |
| 25 | 小型破砕機械 | 電動ピック・チップー等 | 台 | | |
| 26 | コンプレッサー | 破砕機械等に使用 | 台 | | |
| 27 | 転圧機 | プレート等小型機種 | 台 | | |
| 28 | " | ランマ等中型機種 | 台 | | |
| 29 | " | 振動ローラー等大型機種 | 台 | | |
| 30 | 発動機（小型） | ポータブルタイプ | 台 | | |
| 31 | 発動機（大型） | 10KVA以上 | 台 | | |
| 32 | 水中ポンプ | 2インチ以下 | 台 | | |
| 33 | " | 3インチ | 台 | | |
| 34 | " | 4インチ以上 | 台 | | |
| 35 | 切断機械 | アスファルトカッター | 台 | | |
| 36 | " | エンジンカッター（パイプ切断等） | 台 | | |
| 37 | " | 電動カッター（パイプ切断等） | 台 | | |
| 38 | 投光器 | 手持ち式 | 台 | | |
| 39 | " | 三脚式 | 台 | | |
| 40 | 穿孔機 | 水道管用 | 台 | | |
| 41 | 測量機器 | レベル測定器等 | セット | | |
| 42 | 給水タンク | 容量500ℓ | 台 | | |
| 43 | 給水タンク | 容量200ℓ | 台 | | |
| 44 | 排水管（本管）工事施工可否（施工可能は、1と記入） | | 社 | | |
| 45 | パイプ断水器（圧着器） | 大 SS-50（φ50mmまで可能） | 台 | | |
| 46 | " | 小 SS-30（φ30mmまで可能） | 台 | | |

令和2年 月 日現在

※記載以外に機械を所有されている場合は、その他の空白に記載して下さい。

その他

9 組合内外の連携



10 BCP の運用

1. BCP の周知・定着

BCP の重要性や進捗状況等を組合内に周知するため、定期的に組合員に対して、以下の周知・定着活動を実施する。

| 周知・定着活動 | | |
|---------|--|-------------------|
| 誰が？ | 何をする？ | いつ？もしくはどのくらいの頻度で？ |
| 事務長 | 職員や組合員に対して、BCP の進捗状況や問題点を説明する (総会等) | 毎年 1 回以上 |
| 理事長 | 組合員と共同で策定した BCP の訓練を実施する | 毎年 1 回以上 |
| | | |

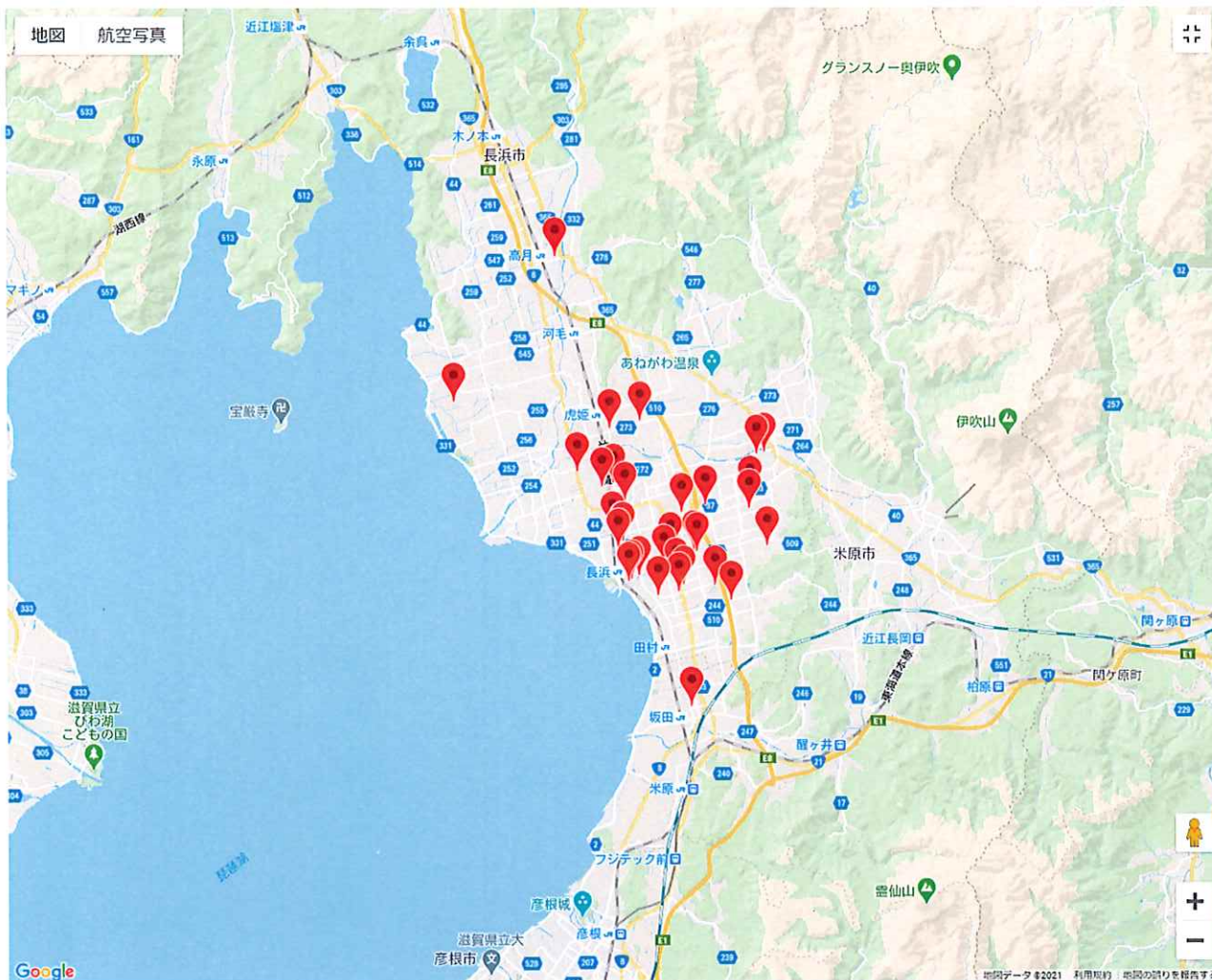
2. BCP の見直し

BCP の実効性を確保するため、以下の基準に基づき BCP の見直しを行う。

| BCP を見直す基準 |
|--|
| ■組合事務局の人員入れ替え、組合員の入会・脱退、組合員が取り扱う商品・サービスの変更・追加等があった場合や、BCP 訓練により策定した BCP の問題点が把握された場合は、BCP を見直す必要があるか検討を行い、その必要があれば即座に見直す |
| ■毎年 1 回以上、事前対策の進捗状況や問題点をチェックし、必要に応じて BCP を見直す |
| |

11 金融支援の例

| 種類 | 制度名 | 受付主体 |
|------------------|--|------------|
| 融資・ 保証・ 共済 | ・ 防災対策支援貸付制度 ・ 災害復旧貸付 | 商工組合中央金庫 |
| | ・ 社会環境対応施設整備資金 | 日本政策金融公庫 |
| | ・ セーフティネット保証 | 信用保証協会 |
| | ・ 県単低利融資制度 | 滋賀県 |
| | ・ BCP 策定等を支援するローン | 民間金融機関 |
| | ・ 中小企業倒産防止共済 ・ 小規模企業共済 ・ 災害復旧高度化事業 | 中小企業基盤整備機構 |
| 保険 | ・ 地震 BCP 補償保険 ・ 利益保険 ・ 店舗休業保険 | 民間保険会社 |



長浜水道工事協同組合

有限会社伊藤ポンプ工業所
 株式会社近江産業
 垣見設備
 有限会社湖北さく泉
 株式会社三和開発
 滋賀ポンプ株式会社
 株式会社颯栄工業
 T B 商会
 ナカマサ建設
 ホクシン建設工業株式会社
 松波産業株式会社
 有限会社豊設備機器

株式会社岩崎工業所
 株式会社オーミヤ
 カシロ建設株式会社
 株式会社湖北製作所
 滋賀工業株式会社
 株式会社柴惣
 太陽岐建株式会社
 虎姫三和住設
 株式会社中村工業
 株式会社古澤組
 株式会社丸善エナジー

株式会社ウェルビー滋賀
 株式会社小幡温水
 川瀬産商株式会社
 株式会社阪本組
 有限会社滋賀上水工業
 株式会社関本建設
 株式会社高山燃料
 中機業株式会社
 有限会社西側屋
 有限会社マエダ電装
 ヤマト管工株式会社